

福岡県立大学人間社会学部紀要 査読規定

(目的)

第1条 本規定は、福岡県立大学人間社会学部紀要要綱第11条に基づき、福岡県立大学人間社会学部紀要（以下、「紀要」という。）における査読について定めるものとする。

(査読の対象)

第2条 査読の対象は、「論文」の部に投稿された原稿とする。

(査読者の選定)

第3条 人間社会学部紀要部会（以下、「部会」という。）は、1編の投稿に対し、2名の査読者を選任する。

2. 査読者は、福岡県立大学人間社会学部（大学院人間社会学研究科を含む。以下、「学部等」という。）に所属する教員のうち、同一もしくは近接する研究領域を専攻する者から選任する。ただし、学部等に適当な査読者が得られない場合、部会は学部外あるいは学外に査読を依頼することができる。
3. 学部等の教員による査読は、業務の一環とする。ただし、学部等の教員は、部会が認める理由（執筆者との利害関係、その他の業務負担等）があればこれを申し出て、査読業務を辞退することができる。
4. 学外の査読者に依頼した場合、部会が定める額の謝礼をする。

(編集委員)

第4条 部会は、部会員の中から1編の投稿に対し、1名の編集委員をあてる。

2. 編集委員は、執筆者（共同執筆者を含む、以下同じ。）と査読者の間の連絡役を担う。
3. 編集委員は、福岡県立大学人間社会学部紀要執筆・投稿規定に定められた事項に関わる不備について、執筆者にその改善を求めることができる。

(匿名性の保持)

第5条 部会は、投稿された原稿の査読を行う過程において、執筆者と査読者の双方の匿名性が保持されるよう配慮しなければならない。

(査読の手続)

第6条 査読者は、別に定める「査読ガイドライン」に従って査読を行い、原稿を受け取った日から2週間以内に査読票（別記様式1）をもって、編集小部会（以下、「小部会」という。）に結果を報告する。

2. 査読の結果は、「このまま掲載可（A判定）」「要修正、再査読なし（B判定）」「要修正、再査読あり（C判定）」とする。なお、BまたはC判定とした査読者は、必ず修正が必要な箇所及びその理由を添える。
3. 査読者は、投稿された論文の種類の変更について小部会に提案することができる。
4. 小部会は、査読者から提出された結果を検討し、その結果を執筆者に伝える。

(査読後の対応)

第7条 査読者双方からA判定を受けた原稿は、掲載可とする。

2. 査読者2名の両方またはいずれかから、BまたはC判定を受けた執筆者が、論文の掲載を希望する場合は、指摘に基づく修正原稿、査読結果に対する回答書及び修正対応表（以下、「修正原稿等」という。）を指定された期日までに小部会に提出する。なお、判定結果による対応は以下のとおりとする。

(1) B判定後の修正原稿等は、小部会がその内容を確認し、適切な修正と判断できる場合、A判定と同様に扱う。また、修正が適切でない場合は、編集委員が執筆者に適切な修正を求める。

(2) C判定後の修正原稿等は、同一査読者による再査読を実施する。

(再査読の手続き)

第8条 C判定とした査読者は、修正原稿等について再査読を行い、原稿を受け取った日から2週間以内に再査読票（別記様式2）をもって、小部会に結果を報告する。

2. 再査読の結果は、「掲載可」または「要修正」とする。なお、「要修正」とした査読者は、必ず修正が必要な箇所及びその理由を添える。

(再査読後の対応)

第9条 再査読で「掲載可」となった場合は、1回目の査読のA判定と同様に扱う。

2. 再査読で「要修正」となった場合は、編集委員が修正原稿等と再査読票の内容を確認した上で、小部会にその後の対応について提案する。

(掲載の可否)

第10条 小部会は、査読者から報告された結果、執筆者による修正、査読結果に対する意見、定期刊行に必要な日程について総合的に検討し、論文掲載の可否を部会に提案する。

2. 部会は、小部会からの提案について協議し、論文掲載の可否を決定する。

(校正)

第11条 原稿の校正日程は、小部会が決定し、執筆者に通知する。

2. 掲載可となった原稿の校正段階における内容変更は認められない。

(事務)

第12条 査読の事務は、小部会にて行う。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、部会の議を経て教授会において行う。

附 則

(施行期日)

本要領は、平成26年4月16日に制定し、同日より施行する。

附 則

(施行期日)

本要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規定は、令和2年4月1日から施行する。

福岡県立大学人間社会学部紀要査読要領、福岡県立大学人間社会学部紀要査読基準は、廃止する。